

令和7年 第9回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和7年8月25日(月) 午後1時30分～午後2時45分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 井上 豊	2番 佐藤 光司	3番 須藤 克美
	4番 須藤 房二	5番 萩原 幹雄	6番 岡部 雅彦
	7番 柘植 正	8番 眞砂 幸光	9番 田中 錦也
	10番 橋本 一男	11番 猿谷 健一	12番 田中 正明
	13番 塩谷 幸生	14番 宇佐美幸雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	茂木 浩之	庶務兼農業振興係長	遠間ゆかり
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和7年第9回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、6番岡部雅彦委員・11番猿谷健一委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をさせていただきます。

令和7年7月25日開催の第8回総会におきまして許可相当の議決案件、農地法第4条関係3件、5条関係14件につきましては、令和7年8月18日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の7月分の取扱いでございますが、1件2筆の申請がございまして、転用許可の目的どおり利用されていることを確認いたしまして、証明書を交付いたしました。

ぐんま農業委員会女性ネットワーク第2回理事会が7月28日に前橋市のJAビルで開催され、伏田委員が出席されました。

続きまして、西部農村女性会議令和7年度総会が7月29日に高崎市の群馬県高崎合同庁舎4階の402会議室で開催され、伏田委員が出席されました。

続きまして、令和7年度農業者年金加入推進特別研修会が8月7日に安中市役所農業委員控室でウェブ会議にて開催され、岡部委員、伏田委員が出席されました。

最後に、群馬県農業会議の第5回常設審議委員会が8月18日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席をされました。

報告は以上でございます。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の9件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の6番です。この土地は、住宅街のところにあり土地なのですけれども、実は持ち主、譲渡人がこの場所になくて草ぼうぼうになっています。現地を確認したのですけれども、その周りのほうは草刈りをしてあったり、耕作をしてあります。この譲受人の人も農業を16年ぐらいほかのところでやっているようなので、特に問題はないと思います。いろいろ草を刈ったりして、周りの土地の皆さんと一緒にやっていただければと思いますので、参考にしてください。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。農地法第3条申請7番、この土地は県道からちょっと下へ下りまして、この土地が2筆に分かれています。小さいほうは家と家の間にあります。大きなところは梅の木が3本ぐらい植わっていたかな。そんな状態で、ある程度草のほうはきれいになっています。裏の方はもう竹やぶで、その下は〇〇というような場所で、ただ入り口が小さいというか、細いそのままですから、大きな機械は入っていかない、車も入れないという中で農業を進めていくということで、問題はないと思います。軽トラは十分入れます。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第1号、農地法第3条の4番です。この土地については、草木が繁茂しているのですけれども、農家の方が引き継がれるということなので、農地に開墾できる内容ですので、問題ないと思います。周りのほうの状況は、東側から南にかけては堤の土手が来ていまして、北側は農道があります。その間に挟まれているところなので、軽トラックなんかも入りますので、農地としてご利用いただけるような形になると思いますので、それを期待してご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第1号の第3条の9番です。前回ここは8筆の議案で上がっていたのですけれども、その中のちょっと漏れみたいなことだったということなので、僅か13平米ぐらいの小さなところなのですけれども、現地も行って見たのですけれども、河川敷の延長みたいなところなので、私も行ってみてもこ

こと分からないような状態のところなので、農地には全然影響はないところなのですけれども、一応そういう状況でした。そういう状況を踏まえて、審議の参考にしてください。

議 長 ほかにありますか。

7番委員 ちょっと提案なのですけれども、ここで言うていいですか。

議 長 提案というのは議案の関係ですか。

7番委員 議案の関係と言えれば関係なのだけれども。関連はしているのはしている、総会に対して。

議 長 この議案に対してではなくて。

7番委員 この議案に対してではなくて。

議 長 では、それは後にしてください。それは、その他のところでお願いします。ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条関係の申請で、2番と5番、2つあります。どちらも耕作されておる状況になっております。特に耕作に関しては問題はないと思われます。調査書のとおりでございませぬので、特に問題はないと思ひます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書のうちの1番です。現地を見に行きましたところ、現在里芋がびっしり植わっているところなのですが、その隣、東側は〇〇の資材置場、砂利とか砂のストックヤードみたいになっています。地番でいきますと〇〇ですか。あと、それより東側3枚、駐車場まで3枚ですか、それが境界ははっきりしないのですが、まるきり空き地になっています。何も作っていません。西側はいろいろ野菜を作っていたりして、道路から南側の道路より一段低いところにあるのですが、特に譲受人、一生懸命やっているこの辺では有名な農家の人なので、特に問題はないかと思ひます。

議 長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。議案第1号、農地法第3条関係の8番です。3筆の案件です。申

請地の北側は市道でありまして、南側は〇〇の側道が設置されております。今の土地については、梅の木が植わっておりまして、その周りの梅の木ということで、その中に畑があるのですが、今のところ手つかずということです。ですから、今回新しく耕作されるということであれば、大変有意義なことであると思われまます。また、申請地の畑には、軽トラックとか搬入搬出できますので、機械等も搬入されるので、土地的にはいい立地条件だと思われまます。また、周辺に梅の木が植わっておりまして、周囲に与える影響はないと思われまますので、審議の参考としていただければと思われまます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 1 号の農地法第 3 条関係の 3 番、受け人の方は農業はしていませんのでけれども、隣接の会社の役員ということで、現状結構ヤブ化状態になっていますけれども、機械類から見て問題ないと思われまますし、この受け人の方の〇〇は幅広くブルーベリーなどの栽培を行っているので、特別問題ないと思われまます。よろしくお願われまます。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思われまます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思われまますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 1 番から 3 番の 3 件、2 班に 4 番から 6 番の 3 件、3 班に 7 番から 9 番の 3 件、以上合計 9 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前調査の内容についても説明をお願われまます。

事務局 8 月 2 0 日に実施されました申請面積 1, 0 0 0 平米以上、営農型太陽光発電

関係に関わる農地法第4条申請2件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでした。営農型の榊については、順調に生育しておりましたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の1番です。周辺は住宅地でありまして、南側には堤防があり、その堤防の前には〇〇が流れているという現場です。申請農地は、宅地に囲まれておりまして、周辺農地に与える影響はないと考えます。審議の参考としてください。

議長 ほかにありますか。

5番。

5番委員 5番です。議案第2号、農地法第4条の件になります。3番ですけれども、一応8筆ありますが、〇〇の関係が6筆で、6筆を現地調査しましたところ、管理状況は中程度、それで最後の〇〇の地番のところなのですけれども、植えてある榊が数本枯れていることを現状見てきました。それと、東側に建物があるのです。建物と住宅があるのですけれども、そこに境としてU字溝が付されているのですけれども、その管理をその住宅の人がちゃんとしてくださいということで話を受けてきたのですが、その点ご容赦してお願いしたいと思っておりますけれども。よろしく申し上げます。

議長 それは、事務局のほうから行政書士さんを通じて依頼をさせます。

ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の4番です。現地確認しました結果、申請理由として畑から法面管理用地に変更ということで実

際現場を見ましたところ、工場の北法面に長期にわたりまして雑木林、最初は畑だったのでしょうけれども、管理が行き届かなくなって雑木林化してしまっています。それから、その周囲の畑についても同じような状態であるという状況で、転用目的としてはやむない状況ではないかなと思います。周囲に影響はないかと思いますので、参考にしてください。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案第 2 号、農地法第 4 条関係の 2 番、申請人は数十年前に取得したときは田んぼだったのでしょうけれども、現状は転用目的で山林とありますけれども、十分山林化しています。問題ありません。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案第 2 号の農地法 4 条関係の番号でいうと 3 番の下の 2 か所、〇〇の 2 枚なのですが、以前いろいろ、すぐ下の段、地番でいくと〇〇ですか、その下のところ、かなり急傾斜地で、昨年から地元の人が水はけが悪いと怖いなという相談が私のところに来まして、昨年 9 月 8 日、9 日の大水のときはかなり水が出まして、この道なんかは川みたいになって、大分心配していたのですけれども、特に該当する箇所に限っては特に変状はなかったのです。だから、意外と相当雨が降っても排水はいいのかなという場所で、それに関しては特に問題はないかなと思っております。ただ、こういうかなりの急傾斜地なので、依然そういう問題は付きまとうのかなと。何かあったら対策をしなければいけないようなところかなと思っております。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ、1 7 番から。

議案第 2 号の農地法第 4 条の 5 番になります。こちら、先ほど事務局から説明したように、始末書も添付されておまして、3 種農地ということも考え、周りの農地への影響もないことから、これは仕方のないところかなと考えます。審議の参考をお願いいたします。

議 長 それでは、ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 2 号について、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場

合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番と3番の2件、3班に4番と5番の2件、以上、合計5件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局

8月20日に実施されました申請面積1,000平米以上に係る農地法第5条申請9件の現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和7年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は14件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

7番。

7番委員

7番です。議案第3号、農地法第5条の2番です。既に倉庫が建ってしまっているのですが、農転の申請が行われていなかったということが判明したので、訂正しながら申請をしたということで、一応もう既に始末書も添付されているということで、農地に関係する問題は皆無と言っていいほど問題がありません。数少ない中の〇〇、それと〇〇としてかなり貢献されています。それで、引き続き〇〇とかに使う道具とかもかなり保管したり、修理したりするのにスペースも使うので、既に建っている倉庫を引き続き利用したいという趣旨で、引き続きやらせてもらいたいということなので、特に農地関係には問題ないので、審議の参考としていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ほかにありますか。

4番。

4番委員

4番です。農地法第5条の13番の案件であります。この用地は、資料をちょ

っと皆さん見てもらおうと分かりますけれども、3種農地ということで、右側に〇〇、そういうものがございます。南側はちょっと気になったので、そこがいわゆる農地になっているのです。そこはきれいにトラクターで管理されているというところで、私どこからこれ入るのかなと思って、入り口を探してみたら、南側のほうにきれいに入り口があって、何となく十分入れるなということを確認してまいりました。そして、そこへいわゆる下仁田ネギを、そのうち下仁田ネギを中心とした作物を作っております。田んぼと下仁田ネギです。だから、そういうときにこれがどう影響するかなというのは懸念しながら見ていたのですけれども、北側ですから、農地の。全然問題ないし、今草ぼうぼうになっているから、そこはかえってきれいになるのではないかというようなことで、審議の参考にしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号の農地法第5条申請の関係で、1番と6番と、次のページの9番です。まず、1番目から、一番上の1番目からなのですが、こちら太陽光用地ということで、もう何年も耕作していないような場所であります。木も生えてない状況であります。また、周辺も耕作しているような場所もなく問題ないと思っています。

あと、6番ですが、こちらは何年も耕作しているようなものではなくて、全然中に入れない状況でございまして、周辺も耕作しているような場所もなく問題ないと思われま。ただ、ちょっと急斜面なため、水の関係の排水関係ですね、その辺ちょっと対策しないと大変かなということでもあります。

あと、次のページの9番であります。こちらは、東側にパイプハウスを作って畑でやっている方がいらっしまして、ただ北斜面なので、特にその辺も問題ないのかなと思われま。審議の参考にしていただければと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条関係の4番と5番です。〇〇というところなのですが、この場所は〇〇の前に〇〇が流れていまして、その前の土地です。ですから、その上にまた道がありますけれども、地図ではちょっと分かりにくいと思いますけれども、段々畑になっています。一応2種農地とい

うことで、その昔は市街化地域、市街化を見込めるようなところだったのですけれども、今はちょっと草ぼうぼうのところが大分ありまして、周辺では太陽光発電があつたり、営農型の太陽光もあるというようなところではあります。太陽光発電にするということですので、ちょっと残念だなという気もあるのですけれども、その中で1点だけ、4番の譲受人が〇〇ということですので、大分遠くの人がこういった土地を取得して太陽光にすると、後々問題になったときにどうなのかな。実は、〇〇の〇〇のシャインマスカットの件もありますので、その点がちょっと心配なところではあります。そのことも参考にいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の7番と8番と14番についてお願いいたします。まず、7番ですけれども、一般住宅用地ということで実際現場確認しましたところ、この土地の西側にも住宅、東側にも住宅がありまして、ちょうど挟まれたような土地であります。北側は畑が少々と、あと竹やぶがありまして、周囲への耕作影響ということはないと思います。それから、8番ですけれども、8番は太陽光発電用地ということで、これも現場を確認して、地図を見ていただければ分かるかと思うのですけれども、〇〇と公衆用道路に挟まれまして、この該当土地は傾斜地、法面の多い土地でして、周囲は太陽光設備、それから水田はあるのですけれども、水田が耕作放棄地が点在しているような状況の土地です。そんなものですから、周辺農地への影響ということはないと思います。

それから、もう一点、最後ですけれども、14番です。転用目的は〇〇用地ということです。これは、〇〇に面してございまして、2,000平米以上の面積を持っている3種農地です。西側には貸住宅が点在してございまして、北東には民家、それから東側には畑、梅林と家庭用の菜園用の土地があるということです。この土地の北側には畑があるのですけれども、〇〇の高さによって農地の影響があるということが問題になるかと思うのですけれども、多分〇〇の高さ、私正直なところ知りませんので、分かりません。審議の参考にいただければというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

議長 それは班で検討するときに書類がありますから、その該当する班の方は高さを考慮してください。

ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法第5条の3番の案件です。これは、先週合同で見に行ったところなのですが、まさに申請の理由のとおり、申請地は太陽光発電用地としては適地、要するに南の反射面です。南側が反射面。それで、前、南側には農道がありまして、西側にも作業用のちょっとした通路があります。ですから、周りの農地の耕作は特に問題ないかと思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。

議案第3号の農地法第5条の10番、11番、12番になります。これ、申請は分かっていますが、これは隣接した土地でありまして、〇〇さんの〇〇の隣接地になります。〇〇さんの〇〇から〇〇さんまでの間の農地になります。現況管理はされている土地ではありますが、周辺農地への影響も考えづらいので、これは仕方ない案件かなというふうに考えますので、審議の参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から9番の4件、3班に10番から14番の5件、以上合計14件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、書類審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:12)

(書類審査)

(再開午後 2:30)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について審査班からの報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、1 番から 3 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 1 4 番です。2 班に付託されました議案第 1 号、農地法 3 条関係は、4 番から 6 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 1 5 番です。3 班に付託された議案第 1 号、農地法第 3 条関係は、7 番から 9 番の 3 件です。審査班で農地法第 3 条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 1 号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

これより議案第 1 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決しました。

次に、議案第 2 号に対する書類審査結果について審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番の 1 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

- 2 班班長 1 4 番です。2 班に付託されました議案第 2 号、農地法 4 条関係は、2 番から 3 番の 2 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議 長 3 班。
- 3 班班長 1 5 番です。3 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、4 番から 5 番の 2 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議 長 報告が終わりました。
これより議案第 2 号に対する質疑を行います。
- 委 員 なし。
- 議 長 なければ打ち切ります。
これより議案第 2 号に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委 員 挙手全員。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。
次に、議案第 3 号に対する書類審査結果について審査班からの報告を求めます。
- 1 班。 1 班。
- 1 班班長 1 6 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 番から 5 番の 5 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議 長 2 班。
- 2 班班長 1 4 番です。2 班に付託されました議案第 3 号、農地法 5 条関係は、6 番から 9 番の 4 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
- 議 長 3 班。
- 3 班班長 1 5 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 0 番から

14番の5件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、以下の農用地利用集積等促進計画について、群馬県農業公社へ要請してよろしいか審議願いたい。

令和7年8月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積等促進計画は、議案書5ページ1、中間管理権設定関係記載の1番から6番及び2、賃借権又は使用貸借権による権利の設定関係、1番から2番記載の計8件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の承認については、原案のとおり承認し、群馬県農業公社へ要請することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

それでは、以上をもちまして総会は終了させていただきます。

時に午後 2時45分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和7年8月25日

安中市農業委員会会長

6番委員

11番委員